

障障発0331第2号
平成26年3月31日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
(公印省略)

「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」の一部改正について

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の一部の施行に伴い、「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成24年3月30日障障発0330第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を別紙のとおり改正しますので、御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いします。

- 「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成 24 年 3 月 30 日障障発 0330 第 5 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">障障発0330第5号 平成24年3月30日 一部改正 障障発0329第6号 平成25年3月29日 <u>一部改正 障障発0331第2号</u> <u>平成26年3月31日</u></p> <p>都道府県 各 指定都市 障害福祉主管部（局）長 殿 中核市</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長</p> <p>福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について</p> <p>今般、平成24年度障害福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員の処遇改善の取組として、平成23年度まで実施していた「福祉・介護人材の処遇改善事業」における助成金の相当分を障害福祉サービス等報酬に円滑に移行するために、福祉・介護職員処遇改善加算を創設し、また、介護保険サ</p>	<p style="text-align: right;">障障発0330第5号 平成24年3月30日 一部改正 障障発0329第6号 平成25年3月29日</p> <p>都道府県 各 指定都市 障害福祉主管部（局）長 殿 中核市</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長</p> <p>福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について</p> <p>今般、平成24年度障害福祉サービス等報酬改定において、福祉・介護職員の処遇改善の取組として、平成23年度まで実施していた「福祉・介護人材の処遇改善事業」における助成金の相当分を障害福祉サービス等報酬に円滑に移行するために、福祉・介護職員処遇改善加算を創設し、また、介護保険サ</p>

ービスと比べた障害福祉サービス等の特性を踏まえ、福祉・介護職員の処遇改善をより一層推し進めるために、福祉・介護職員処遇改善特別加算の創設を行ったところである。

福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定については「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号）、「厚生労働大臣が定める基準」（平成18年厚生労働省告示第543号）、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第122号）、「児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第123号）、「厚生労働大臣が定める児童等」（平成24年厚生労働省告示第270号）において示しているところであるが、今般、基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例を下記のとおりお示しするので、ご了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取り扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい。

第1・第2 （略）

別紙1

	福祉・介護職員 処遇改善加算	福祉・介護職員 処遇改善特別加算
居宅介護	12.3%	4.1%
重度訪問介護	7.8%	2.6%
同行援護	12.3%	4.1%

ービスと比べた障害福祉サービス等の特性を踏まえ、福祉・介護職員の処遇改善をより一層推し進めるために、福祉・介護職員処遇改善特別加算の創設を行ったところである。

福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定については「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号）、「厚生労働大臣が定める基準」（平成18年厚生労働省告示第543号）、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第122号）、「児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第123号）、「厚生労働大臣が定める児童等」（平成24年厚生労働省告示第270号）において示しているところであるが、今般、基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例を下記のとおりお示しするので、ご了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取り扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい。

第1・第2 （略）

別紙1

	福祉・介護職員 処遇改善加算	福祉・介護職員 処遇改善特別加算
居宅介護	12.3%	4.1%
重度訪問介護	7.8%	2.6%
同行援護	12.3%	4.1%

行動援護	10.3%	3.4%
療養介護	1.4%	0.5%
生活介護	1.7%	0.6%
重度障害者等包括支援	1.0%	0.3%
(削除)	(削除)	(削除)
施設入所支援	2.8%	0.9%
自立訓練（機能訓練）	2.3%	0.8%
自立訓練（生活訓練）	2.3%	0.8%
就労移行支援	2.7%	0.9%
就労継続支援A型	2.2%	0.7%
就労継続支援B型	2.1%	0.7%
<u>共同生活援助（指定共同生活援助）</u>	<u>3.0%</u>	<u>1.0%</u>
<u>共同生活援助（外部サービス利用型指定共同生活援助）</u>	6.9%	2.3%
児童発達支援	3.1%	1.0%
医療型児童発達支援	5.9%	2.0%
放課後等デイサービス	3.3%	1.1%
保育所等訪問支援	3.2%	1.1%
福祉型障害児入所支援	2.5%	0.8%
医療型障害児入所支援	1.4%	0.5%

* 短期入所（併設型・空床利用型）については、本体施設の加算率を適用することとし、短期入所（単独型）については、生活介護の加算率を適用する。

* 障害者支援施設が行う日中活動系サービスについては、施設入所支援の

行動援護	10.3%	3.4%
療養介護	1.4%	0.5%
生活介護	1.7%	0.6%
重度障害者等包括支援	1.0%	0.3%
<u>共同生活介護</u>	<u>3.0%</u>	<u>1.0%</u>
施設入所支援	2.8%	0.9%
自立訓練（機能訓練）	2.3%	0.8%
自立訓練（生活訓練）	2.3%	0.8%
就労移行支援	2.7%	0.9%
就労継続支援A型	2.2%	0.7%
就労継続支援B型	2.1%	0.7%
(新設)	(新設)	(新設)
共同生活援助	6.9%	2.3%
児童発達支援	3.1%	1.0%
医療型児童発達支援	5.9%	2.0%
放課後等デイサービス	3.3%	1.1%
保育所等訪問支援	3.2%	1.1%
福祉型障害児入所支援	2.5%	0.8%
医療型障害児入所支援	1.4%	0.5%

* 短期入所（併設型・空床利用型）については、本体施設の加算率を適用することとし、短期入所（単独型）については、生活介護の加算率を適用する。

* 障害者支援施設が行う日中活動系サービスについては、施設入所支援の

加算率を適用する。

キャリアパス要件等の適合状況に関する区分

(福祉・介護職員処遇改善加算のみ)

- ① 3-(2)-③のキャリアパス要件及び定量的要件をすべて満たす対象事業者
- ② 3-(2)-③キャリアパス要件又は定量的要件のいずれかを満たす対象事業者
- ③ 3-(2)-③キャリアパス要件及び定量的要件のいずれも満たしていない対象事業者

別紙様式2～別紙様式6 (略)

加算率を適用する。

キャリアパス要件等の適合状況に関する区分

(福祉・介護職員処遇改善加算のみ)

- ① 3-(2)-③のキャリアパス要件及び定量的要件をすべて満たす対象事業者
- ② 3-(2)-③キャリアパス要件又は定量的要件のいずれかを満たす対象事業者
- ③ 3-(2)-③キャリアパス要件及び定量的要件のいずれも満たしていない対象事業者

別紙様式2～別紙様式6 (略)